

第548回（令和6年度第5回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和6年9月12日（木）17時00分～17時40分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、前田労働基準部長

中塚賃金室長、市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議事

（1） 特定最低賃金改正決定の必要性の審議について

（2） その他

5 資料目次

（1） 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）

（2） 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告
（写）

（3） 令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表

（4） 令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
（案）（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造
業用）

（5） 令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
（発注者対象意見聴取）（案）

(6) 厚生労働省プレスリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改正額が答申されました

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第548回(令和6年度第5回)鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はございませんでした。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する植木委員、労働者を代表する北畑委員が欠席です。現時点で15名の委員の13名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を佐藤会長にお願いします。よろしくお願いたします。

佐藤会長 それでは、本年度第5回目の鳥取地方最低賃金審議会を始めたいと思います。

では、次第に従って進めていきたいと思います。議事の一番目ですけれども、特定最低賃金改正決定の必要性の審議についてですが、7月26日開催の第545回の本審において、鳥取県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受けました。その審議については専門部会を設置して審議をしていただいたところであります。

では、初めに事務局から特定最低賃金決定の必要性を審議するに当たっての留意点の説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、特定最低賃金の改正の必要性に係る審議について、留意事項を4点説明させていただきます。

まず1点目は、鳥取地方最低賃金審議会におきまして、特定最低賃金の必要性の有無に関しましては、各業界の方を交えて、議論を深めていく形が望ましく事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置しまして、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も、専門部会を設置して審議を行っていただきました。

2点目は、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項におきまして、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われておらず、関係労使

の真摯な議論の上で、全会一致で結論を出していただく必要がございます。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約上の賃金の最も低い額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

4点目は、最低賃金法第16条におきまして、特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域において決定された地域別最低賃金において定める最低賃金を上回るものでなければならないとされており、

佐藤会長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局の方から留意事項として4点説明をしていただきました。

まず1点目は、専門部会を設置して、審議を行うということ。

2点目は、その専門部会において全会一致の議決に至るようにならないといけないということ。

3点目は、引き上げるにしても、地域別最低賃金とは違いまして、上限が定まるということになります。

4点目が、こちらも下減値というものが定まるということで、鳥取県の場合は、先日957円と決まりましたので、それを上回る額なので、下減値は958円からということになります。

このようになっているということを御理解してください。では、何か質問等ありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 では、まず初めに、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の専門部会報告を行いたいと思います。

初めに事務局から専門部会報告書の読上げを行っていただき、その後、専門部会の部会長である私の方から、審議の経過について、説明をさせていただきたいと思います。では読上げをお願いいたします。

市村賃金室長補佐 それでは、読み上げます。

令和6年9月12日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低

賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和6年7月26日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記といたしまして、委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御覧いただいて、御確認いただき読上げを省略いたします。

次のページには、審議の経過を記載していますが、御覧いただきまして、御確認いただき読上げを省略いたします。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、審議の経過について申し述べたいと思いますが、2ページの審議経過を御確認いただきますと、第1回、第2回ということで、既に、2回行っているところであります。例年ですと、必要性の有無については、1回の審議会ですと、ありか、なしかということの結論を出すのですけれども、今回は使用者側から、やはり、957円という金額から考えると、ちょっと厳しいという御主張等もありまして、少し時間が欲しいということで、2回設けさせていただきました。結論からすると、労働者側、使用者側双方から「必要性あり」ということで、今後も審議を続けるということになりました。

では、労働者側使用者側で何か補足意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、ありますか。

（なし）

佐藤会長 今年「必要性のありなし」について、例年とは異なって専門部会を2回行い、今後の金額の決定についてもより慎重に議論を深めていきたいということで進めていくということになりました。

それでは、この報告書のように、改正決定をする必要を認める旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なし）

佐藤会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。労働局長への答申は、この後の各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の審議の後、併せて行いたいと思います。

では、続きまして鳥取県各種商品小売業最低賃金の専門部会報告を行いたいと思いま

す。先ほどと同様に、初めに事務局から専門部会報告書を読み上げていただき、その後、専門部会の部会長であった私から審議の結果について御説明をいたしたいと思います。

では、読上げをお願いいたします。

市村賃金室長補佐 それでは資料の3ページを御覧ください。

令和6年9月9日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は令和6年7月26日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記といたしまして、委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御覧いただき、御確認いただき、読上げを省略いたします。

次のページには、審議の経過を記載していますが、御覧いただきまして、御確認いただき、読上げを省略いたします。以上です。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。

では、どのような審議を行ってきたかということですが、先ほど、4つの留意事項というお話をさせていただいて、特定最低賃金につきましては、上限値と下限値というものが、あらかじめ定まっているということで、この各種商品小売業の最低賃金については、上限値が955円なのですが、既に鳥取県の地域別最低賃金が957円ということで、上限額を上回っているということですので、改正の必要性がないということになりました。こちらについては、労働者側、使用者側、双方からもそのようにするというので、これも全会一致で、必要性はないということになりました。では、こちらの特定最低賃金についても、労働者側、使用者側それぞれ御意見等ありましたらお願いします。

（なし）

佐藤会長 よろしいですか。はい。ありがとうございました。それでは、各種商品小売業最低賃金については、専門部会報告を踏まえ全会一致で、改正決定する必要がない旨の答申を行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

佐藤会長 先ほど行った、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報

通信機械器具製造業最低賃金については改正の必要性あり、そしてこの鳥取県各種商品小売業最低賃金については改正の必要性がないということです。今後は電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について審議を継続していくということになります。

では、両専門部会の報告に基づいて作成した答申文の配付をお願いしたいと思います。

はい、ではお手元に2種類の答申文があると思いますが、御確認をいただいて、その上で、確認の意味で、事務局の方で答申文の読上げをお願いいたします。

市村賃金室補佐 読み上げます。

令和6年9月12日。鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和6年7月26日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

続きまして、令和6年9月12日。鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和6年7月26日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。以上です。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。今、読上げいただいた2つの答申文について、何か御意見等ありますでしょうか。

特にないようでしたら、この2通の改正決定の必要性の有無について、答申させていただきたいと思います。電機、小売の順に、答申をさせていただきます。

[会長から労働局長へ答申文手交]

佐藤会長 まずは、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機

械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、必要性がありと答申させていただきます。

平川労働局長 ありがとうございます。

佐藤会長 では、続きまして鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、こちらは改正決定の必要性はなしということで答申させていただきます。

平川労働局長 ありがとうございます。

市村賃金室長補佐 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては改正決定することを必要と認める旨の答申をいただきましたので、局長から佐藤会長に特定最低賃金改正の諮問を行います。

[労働局長から会長へ諮問文手交]

佐藤会長 ただ今、局長から諮問の方をいただきましたので、事務局の方で諮問文の読上げをお願いいたします。

市村賃金室長補佐 鳥労発基0912第1号、令和6年9月12日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取労働局長、平川雅浩。

最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）。以上でございます。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。諮問をお受けいたしましたので、これから正式に金額の審議の方を進めていきたいと考えております。

では、審議の方は専門部会において行われることとなりますが、ここで最低賃金審議会令第6条第5項の適用等についてお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる場合がございます。この取扱いにつきましては、専門部会の決議が全会一致の場合には本審を省略して専門部会の議決をもって答申を行い、専門部会が全会一致で結審しなかった場合には本審を開催して専門部会報告書を基に審議を行い、審議会の意見を最終的に取りまとめ、答申を行うという取扱いにしたいと考えております。

最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて御検討をお願いいたします。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。例年ですけれども、地域別最低賃金につきましては、なかなか専門部会の方で全会一致にならないということで、第6条第5項が適用されず本審の方で議決ということになっておりますけれども、この特定最低賃金については、専門部会の方で例年全会一致をしているということになりますので、適用になるうかと思えます。

ということで、例年どおりこの最低賃金審議会第6条第5項について、事務局の方が今説明したとおりの取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 ありがとうございます。では、特定最低賃金については、関係労使のイニシアティブを発揮していただき、全会一致となりますようお願いいたします。再び本審の方に戻ってこないようにしていただければと思えます。

では、次に、特定最低賃金の専門部会の廃止の手續についてです。最低賃金審議会令第6条第7項では、最低賃金専門部会はその任務を終了したときは審議会の議決により、これを廃止するものとするとしております。

あらかじめ本審議会の中で決めておくということなので、審議が終われば廃止することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 ありがとうございます。ではこれで、議事の1番目については終わりたいと思えます。

次に、議事の2番目、その他についてですが、事務局の方で御用意ありますでしょうか。

中塚賃金室長 はい、では3点ほど御説明させていただきます。先ほど、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の金額改正決定に係る諮問を受けまして、最低賃金法第25条第5項の規定による関係労使からの意見聴取を実施いたします。具体的には、最低賃金法施行規則第11条第1項におきまして、意見書の提出について公示、そして、第2項で意見書の提出以外の方法で関係労使からの意見を聴くこととされておりますので、意見書の提出について公示は、本日から10月3日まで行うこととし、提出されました意見書は専門部会にて報告させていただきます。

また、意見書の提出以外の方法として、例年関係労使とその使用する労働者に対して

改正に関する書面による意見聴取を実施しております。この意見聴取につきましては、本資料の9ページ以降に、実施要領（案）を掲載しております。書面による意見聴取につきましては、例年行っていますとおり、使用者、労働者に係る意見聴取と、特別調査として発注者に対する意見聴取を行います。

まず9ページを御覧ください。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領案ですが、対象は、最低賃金に関する基礎調査で有効回答になった事業所のうち、44事業所の労働者及び使用者です。実施期間は本日以降に準備ができ次第発送しまして、9月27日までを期限として予定しております。資料の13ページ以降が実際の聴取用紙でございます。内容につきましては、鳥取県最低賃金における意見聴取と同じとなっておりますが、本年度の地域別最低賃金専門部会での要望事項を踏まえまして、修正を行っております。具体的には、14ページの間9の最低賃金の引上げ支援策について知っていたが活用しなかったとの回答に対して、その理由を記載していただくようにしております。その他、問10として、取引先からの値下げ要請の状況、労務費引上げ分の価格転嫁の進捗状況等を質問内容に含めております。なお、労働者用の意見聴取は例年どおりでございます。

続きまして、資料の18ページ、こちらは発注者宛の意見聴取です。昨年同様、県内で現在、労働保険が成立している常用労働者50人以上の電気機械器具等製造業の発注者の立場にある事業所を対象として、28事業所に対して実施します。こちらも、準備ができ次第9月27日までの期間で実施したいと考えております。資料の20ページ以降が実際の聴取用紙です。内容につきましては、昨年度の専門部会での要望事項を踏まえまして、修正を行っております。具体的には、21ページの英数字の4番の原材料費の高騰などの外的要因の影響について、ないと回答された方に対して、その理由を記載いただくようにしました。これらの意見聴取の集計結果につきましては、集計でき次第、早い段階で専門部会にて報告したいと思います。

続きまして、令和6年度最低賃金改正額及び業務改善助成金等の周知広報等について説明いたします。

こちらは机上配布資料を御覧ください。まず机上配布資料の1ページ、資料ナンバー1を御覧ください。こちらは鳥取県最低賃金額の周知と業務改善助成金等につきまして、鳥取労働局が鳥取県と連携して実施した事項を取りまとめたものでございます。まず、1として、鳥取県と連携による周知・広報ですが、鳥取県商工労働部雇用人材局と連携の上、

鳥取県最低賃金の改定額及び支援策である業務改善助成金等及び持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金などについて、鳥取県最低賃金改定の官報公示日の9月5日から積極的かつ重点的な周知・広報を行いました。

内容としましては、2番目のとおり(1)として新聞折込みチラシによる広報、これは鳥取県と連携しまして、周知用チラシ別紙1を作成し、9月8日曜日の日本海新聞朝刊の折込みチラシとして、14万世帯に投函しております。それから、1ページの(2)個別企業への働きかけとして、鳥取県との連名により、時間当たり957円未満の求人提出企業671事業所に対して、別紙2の鳥取県最低賃金額改定のお知らせ、それから、別紙3の令和6年度業務改善助成金のリーフレット、別紙4の鳥取局独自で作成しております業務改善助成金の活用方法に関するチラシ、それから別紙5の最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策の一覧のリーフレット、別紙6の県の補助金の内容の持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金など、このような支援策の内容を、9月5日に郵送し、業務改善助成金等の周知・活用促進を行っております。それからまた1ページに戻りまして、(3)として、市町村・関係団体を通じた周知・広報の協力依頼ということで、鳥取県との連名によりまして、市町村、商工会連合会等の経済団体、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、飲食業生活衛生同業組合等の業界団体に対して、先ほどの(2)と同様に、最低賃金の引上げ、業務改善助成金等の周知、活用、周知依頼として9月5日に郵送を行っております。

それから、その他の取組として、別紙7の労働局、働き方サポートオフィス鳥取の共催により、賃金引上げに活用できる助成金セミナー、これを9月に集中的に実施いたします。それから、改定額に係るポスター、パンフレット及びリーフレット、こちらは厚生労働省本省が作成するものですが、これらを国の出先機関、県、市町村、商工会連合会等の経済団体、労働組合、教育機関、飲食業生活衛生同業組合等の業界団体等に、これは約260団体になりますが、9月下旬から10月中旬にかけて、持参又は郵送によって、周知・広報依頼を実施する予定としております。

最後に、今後の日程について御説明いたします。お手元に、委員限りとしてお配りしておりますが、開催日程表を御覧ください。今後の専門部会等につきましては、このような日程としております。

審議につきましては、専門部会で全会一致を目指していただきますので、全会一致となりましたら、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、結審の結果が答申と同じ扱

いとなりまして、審議が終了することとなりますが、専門部会で全会一致とならなかった場合につきましては、本審において採決を行っていただく必要がございますので、10月21日から11月8日の間で、日程調整を行わせていただきたいと思いますと考えております。本審議会の開催に当たっては別途御案内をいたしますので、日程の確保等をお願いいたします。

また、答申を頂きましたら、公示期間を設けまして、答申内容に対する異議の申出を受け付けます。異議の申出が無ければ、公示期間終了後、早急に官報公示などの手続を経て発効の運びとなります。異議の申出がありますと、本審議会を開催し、異議の内容について審議を行っていただきます。異議審議のための審議会につきましては、開催が必要となった場合には、委員の皆様にご連絡し、開催日程を調整させていただきます。

それから、審議日程に関しまして、答申日別の効力発生予定日について御説明いたします。本資料の5ページを御覧ください。この公示日別最短効力発生予定一覧表ですが、答申、異議申出締切、それから、官報公示、発効に至る日程を掲げてございます。年内発効ということでありましたら、7ページの中ほど辺りで発効日が12月29日と記載されておりますが、答申を頂くのは10月31日が期限となります。

それから、最後になります。資料の22ページから、全ての都道府県で地域別最低賃金の改正額があって答申されましたと題する厚生労働省のプレスリリースを付けさせていただいております。例年でしたら、地域別最低賃金の異議審のときに付けていたかと思われませんが、今回揃いましたのが、8月20日だったということで、今回の審議会の資料として、参考まで付けさせていただきました。説明は以上です。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の方から説明をいただきましたけれども、何か御質問、御意見などありますでしょうか。

西村委員 最後に申し訳ございません。冒頭に会長から御説明があった、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議が通常はない2回行ったことについて、少し補足をさせていただきたいと思っております。

佐藤会長 お願いします。

西村委員 2年連続で過去最高額を更新した957円での答申が行われたという地域別の最低賃金については、皆様御存じのとおりですけれども、この金額というのが、使用者側の経営者に与えた影響というのはかなり大きいと思っております。決定以後、お会いする社長さん、皆様から高すぎるという意見は頂いているところでございます。それは電子

デバイスの社長さんも同じでございます、今具体的にどんなことをお考えになっているのかというところを少しだけ御紹介しておきますけれども、本日の資料の12ページ目を御覧いただくと、この特定最賃というものが適用される除外の方っていうのをここに書かれておまして、会社ぐるみで例えばですけども、何何電子部品さんという会社があったとして、その会社の中で、全ての従業員の方が、この特定最賃が適用されるということではなくて、例えば ですけども、その会社の中で、実際にはお掃除しかしていませんよっていう方は特定最賃の対象外ですよとか、あるいは のところでは出来上がったものを袋詰めだったり、包装だったりとかという作業をされる方っていうのは対象外ですよということになっているわけですけども、経営者の方々は今までは、例えば机が隣同士で働いている方が適用される最低賃金が特質になるのか、地域別になるのかということで差をつけるようなことは実際の運用ではされてないんですね。同じ企業で、同じ会社の中なので、一般的には高い方の特定最賃が適用されるということが一般的だったのですけれども、こと今年に至っては、957円というのは非常に高すぎるので、これは本当の話として人件費を調整するために、会社の中でもどちらを適用するのかというのを分けて、場合によっては低い方の地域別最低賃金の方を適用するという二通りの運用をするということを具体的に考えておられる事業先さんもあります。あるいはもっと踏み込んだ対応される事業先については、人件費を調整するために場合によっては、人員配置転換ですね、要はそういったことまで踏み込んで検討しないと、そもそもの雇用を守れないのではないかと危惧を感じておられる事業先さんもあるというのが実態です。

最終的には同意させていただくということで、御了解をいただいたんですけども、最後に専門部会の方で申し上げたのが、今回の特定最低賃金の改定の必要性ありには賛同しますが、その引上げの額の程度については極めて慎重に検討する必要があるという前提で、必要ありとさせていただきますという発言をさせていただいておりますので、そのぐらいもういわゆる死活問題という言葉がぴったり当てはまるような状況になっている事業先もあるということを踏まえて、今後審議に臨みたいと思っております。

佐藤会長 はい、ありがとうございます。何か労働者側ありますか。ないですか。

では、これにて次第で予定されているものは終わりましたので、今回の第5回目の本審の方は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。